

会 議 名	第3回大熊町復興整備協議会特別会議	
日 時	平成28年1月21日(木) 午後11時00分～午後11時25分	
場 所	福島県庁5階 正庁	
復興整備事業	大熊町復興拠点整備事業(太陽光発電施設整備事業)	
出 席 者	復興庁	福島復興局 参事官 佐藤 信
	農林水産省	東北農政局農村振興部農村計画課 課長 清水 一教
	大熊町	企画調整課 課長 幾橋 功
		産業建設課 課長 武内 佳之
	福島県	企画調整部土地・水調整課 主任主査 須藤 進
		企画調整部地域政策課 課長 永田 嗣昭
		農林水産部農業担い手課 課長 大竹 浩二
		土木部 参事 関根 康考
土木部都市計画課 課長 寺木 正宏		
	土木部まちづくり推進課 課長 諏江 勇	
協 議 内 容		
<p>1. 開会(進行:大熊町企画調整課 課長補佐 高田)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出席者紹介 ・会議の公開の有無について(公開) ・傍聴の注意事項 ・議長紹介 <p>大熊町復興整備協議会規約第6条の規定により、大熊町長の代理人の大熊町企画調整課長が議長となる。</p> <p>2. 議長あいさつ(議長:大熊町企画調整課 課長 幾橋)</p> <p>3. 現状と課題</p> <p>(議長:大熊町企画調整課 課長 幾橋)</p> <p>それでは、大熊町の現状と課題について、御説明申し上げます。</p> <p>【別紙、「現状と課題」により説明】</p> <p>(議長:大熊町企画調整課 課長 幾橋)</p> <p>ただいまの説明について、御意見・御質問はございませんか。</p>		

(出席者一同)

意見質問等なし。

4. 議事(議長:大熊町企画調整課 課長 幾橋、説明者:大熊町産業建設課 課長 武内)

(議長:大熊町企画調整課 課長 幾橋)

本日、協議する事項は1点です。

復興整備事業である大熊町復興拠点整備事業の実施に当たり2haを超える農地転用が必要となることから、これを記載した土地利用方針の変更について、お諮りします。

なお、協議の進め方ですが、大熊町から計画変更の概要と事業内容について説明の後、土地利用方針について復興特区法第49条第1項の規定により、農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますので、同意について確認させていただきます。

それでは、大熊町から復興整備計画変更(案)概要について説明願います。

(説明者:大熊町産業建設課 課長 武内)

それでは、大熊町復興整備計画変更(案)について御説明申し上げます。

【様式第2、様式第8及び土地利用構想図等により説明】

(議長:大熊町企画調整課 課長 幾橋)

ただいまの説明について、御意見・御質問はございませんか。

(出席者一同)

意見質問等なし。

(議長:大熊町企画調整課 課長 幾橋)

土地利用方針については、復興特区法第49条第1項の規定により、農林水産大臣の同意を得ることとなっております。東北農政局の清水課長様、土地利用方針の変更について、同意することに御異議はございませんか。

(出席者:東北農政局農村振興部農村計画課 課長 清水)

ただいまご説明のありました土地利用方針につきましては異存ありません。なお、本復興整備協議会での発電事業は、大熊町のまちづくりと農業の再生に向けて取り組む、復興のために必要な事業というふう位置づけられています。

今回の復興事業の実施により、残る農地や農業者の営農に影響が出ないよう、さらに、農村地域に最大の効果が及ぶように、県と町は、今後、農家や農業関係機関と発電事業者との間を調整する役割と、農業再生への取り組みを十分に図っていただく事をお願いします。

(議長:大熊町企画調整課 課長 幾橋)

ありがとうございました。只今いただいたお言葉、本日も指導いただきました事を忘れずに、当町の復興を進めてまいりますので、さらなるご協力をよろしくお願ひいたします。土地利用方針の変更につきましては、農林水産大臣の同意をいただいたものとさせていただきます。以上で議事を終了させていただきます。

なお、本日協議しました「大熊町復興整備計画変更案」については、異議無いものとし、復興特区法第50条第1項の規定に基づき、公表することで、農地転用の許可について農林水産大臣の許可があったものとみなされます。計画変更については、1月22日(金)に町HPで公表したいと考えております。

5. 閉会(進行:大熊町企画調整課 課長補佐 高田)

【協議結果】

大熊町復興拠点整備事業(太陽光発電施設整備事業)に伴う土地利用方針の変更について、東日本大震災復興特区法第49条第1項の規定に基づく農林水産大臣の同意を得た。